

平成 30 年 天草市農業委員会第 12 回総会議事録

平成 30 年 12 月 26 日天草市役所別館 B 会議室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（10 名）

1 番	鶴 田 雄 士 君	2 番	稲 田 秀 敏 君
3 番	山 本 隆 久 君	4 番	君
5 番	宮 崎 義 一 君	6 番	君
7 番	松 下 二 六 一 君	8 番	井 島 安 一 君
9 番	本 田 実 君	10 番	君
11 番	嶋 田 浩 二 君	12 番	富 崎 ます み 君
13 番	中 川 徹 君		

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（3 名）

4 番	中 村 三 千 人 君	6 番	黒 川 紀 世 子 君
10 番	小 堀 田 幸 一 君		

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（5 名）

事務局長	藤 本 寿	局長補佐	大 中 靖
係 長	荒 木 賢 司	参 事	佐 々 木 暁 史
主 査	中 山 喜 光		

4、議事日程

開 会

日程第 1	議事録署名委員の指名について
日程第 2	議第 62 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 3	議第 63 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請について
日程第 4	議第 64 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 5	議第 65 号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
日程第 6	議第 66 号 非農地通知書交付申請について
日程第 7	報告事項について

閉 会

開 議 午後 3 時 20 分

○事務局（藤本寿君） ただいまから平成 30 年天草市農業委員会第 12 回総会を開催いたします。それでは鶴田会長からご挨拶をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） 皆様こんにちは。今年も残すところあと 5 日になりました。年末寒波が来るみたいですので、体調を崩さず、良い新年を迎えていただきたいと思います。それでは、今日もご審議のほどよろしくお願い致します。

○事務局（藤本寿君） 本日は、4 番中村委員、6 番黒川委員、10 番小堀田委員から欠席の届けが出ておりますが、過半数の委員が出席でございますので、本日の総会は成立しております。それでは以降の議事の進行につきまして、会長にお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） それでは、これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それでは、11 番嶋田委員、13 番中川委員を指名致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第 2、議第 62 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（佐々木暁史君） 資料②の 1 ページをご覧ください。1 番について説明します。本渡町の譲受人は下浦町の譲渡人より、下浦町の田 3,796 ㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した本渡東中学校から南東へ約 0.1km、青色で着色した国道 266 号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の 1 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には飼料稲を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 1 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致し

ます。

次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（佐々木暁史君） 2番について説明します。有明町の譲受人は大阪府岸和田市の譲渡人より、有明町の田1,203㎡と畑2筆314㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した旧島子小学校から南へ約0.6km及び東へ0.6km、青色で着色した国道324号線の南側及び東側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には水稲及び果樹を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 3番について説明します。太田町の譲受人は新和町の譲渡人より、新和町の田4,657㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した新和病院から北東へ約1.0km、青色で着色した県道本渡牛深線の東側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 4番について説明します。新和町の譲受人は熊本市の譲渡人より、

新和町の田 716 m²と畑 421 m²を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した B&G から北へ約 0.8km と約 1.1km、青色で着色した県道大多尾新合線の南側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜と果樹を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 4 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、5 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 資料②の 2 ページをお開きください。5 番について説明します。

五和町の譲受人は港町の譲渡人より、五和町の畑 627 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した五和支所から南東へ約 1.0km、青色で着色した国道 324 号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 5 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第 3、議第 63 号、農地法第 5 条事業計画変更承認申請についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局（佐々木暁史君） この案件につきましては、次の議第 64 号の 1 番と関連する案件ですので、まとめてご説明させていただいてよろしいでしょうか。

○議長（鶴田雄士君） はい、お願いします。

○事務局（佐々木暁史君） 資料②の3ページをお開きください。1番について説明します。

この案件は平成30年10月25日付けで農地法第5条第1項の規定による許可を受けた、諏訪町の農地宅地へ転用し、建築する計画であった共同住宅を個人住宅へ内容を変更したいというものです。転用者は浄南町の個人で、諏訪町の田227㎡を売買により取得して宅地へ転用する案件です。計画変更の理由は、当初共同住宅を建築する予定でしたが、天草市の建築基準法における許可要件に該当しないことから、新たに個人住宅を建築するために今回申請されました。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した熊本地方法務局天草支局から北東へ約0.1km、青色で着色した県道本渡下田線の南側にある農地です。申請地は都市計画区域内の用途地域に位置する第3種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の住居が手狭で不便なため、住宅1棟、2台分の駐車場、残地を庭として整備し利用する計画です。資料③の2ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。既に宅地として利用されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は承認することに決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第4、議第64号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは1番について説明をお願い致します。

○事務局（佐々木暁史君） 資料②の4ページをご覧ください。1番については、先ほど説明しました通りです。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（佐々木暁史君） 2番について説明します。転用者は久玉町の個人で、牛深町の畑330㎡を売買により取得して宅地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した旧茂串小学校から南へ約0.7km、青色で着色した県道牛深天草線の東側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の住居が手狭で不便なため、住宅1棟、2台分の駐車場、残地を庭として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。既に宅地として利用されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（佐々木暁史君） 3番について説明します。転用者は小松原町の個人で、新和町の畑2筆666㎡を売買により取得して太陽光発電施設へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市新和支所から北西へ約0.3km、青色で着色した県道大多尾新合線の北側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、太陽光パネル210枚を設置し売電する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 4番について説明します。転用者は五和町の個人で、五和町の畑482㎡を売買により取得して宅地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した五和町コミュニティセンターから北東へ約0.2km、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため、住宅1棟、2台分の駐車場、残地を庭として整備する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。次に、5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 資料②の5ページをお開きください。5番について説明します。転用者は五和町の個人で、五和町の畑139㎡を売買により取得して宅地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した五和町コミュニティセンターから北東へ約0.2km、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、駐車スペースが狭く不便なため宅地拡張する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。次に、6番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君）6番について説明します。転用者は五和町の個人で、五和町の畑147㎡を売買により取得して宅地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した五和支所二江出張所から西へ約1.0km、青色で着色した国道324号線の北側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため、住宅1棟、1台分の駐車場、残地を庭として整備し利用する計画です。資料③の3ページをお開きください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました6番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、7番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君）7番について説明します。転用者は五和町の個人で、五和町の畑147㎡を売買により取得して宅地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した五和支所二江出張所から西へ約1.0km、青色で着色した国道324号線の北側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため、住宅1棟、2台分の駐車場、残地を庭として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました7番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、8番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 8番について説明します。転用者は五和町の個人外1名で、五和町の畑19㎡を売買により取得して通路へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した五和支所二江出張所から西へ約1.0km、青色で着色した国道324号線の北側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、自宅への通路として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました8番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、9番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 資料②の6ページをお開きください。9番について説明します。転用者は天草市で、天草町の畑540.36㎡に地上権を設定して宅地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草ロザリオ館から西へ約0.2km、青色で着色した国道389号線の西側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、農産物処理加工施設として、加工施設2棟、15台分の駐車場を整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。既に加工施設を建設し利用されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました9番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第5、議第65号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集

積計画についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（荒木賢司君） 議第 65 号について説明します。資料②の 7 ページからご説明いたします。所有権移転の計画が 0 件、利用権の新規設定の計画が 23 件、再設定の計画が 9 件、転貸が 0 件、合計で 32 件、筆数 79 筆、総面積 107,462.19 m²となっております。

以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人並びに農地所有適格法人以外の法人であり、資料③の 4 ページの審査資料の「利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件」を全て満たしております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） それでは、ただいま説明がありました貸借権設定 32 件につきまして質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第 6、議第 66 号、非農地通知書交付申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（佐々木暁史君） 資料②の 25 ページ及び 26 ページをお開きください。非農地通知書交付申請件数が、本渡地域が 1 件、有明地域が 2 件、倉岳地域が 1 件、新和地域が 2 件、五和地域が 2 件。筆数が全体で 19 筆、面積が 20,531 m²となっております。現地確認を実施し、資料③の 5 ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らした結果を現況地目欄に表示しております。それでは、スクリーンをご覧ください。1 番の地図です。佐伊津小学校から北西へ約 1.2 km のところになります。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が 2 番と 3 番の地図になります。天草市有明支所大浦出張所から南へ約 0.7 km のところになります。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が 4 番の地図になります。旧島子小学校から東へ約 1.0 km のところになります。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が 5 番の地図になります。天草市倉岳支所浦出張所から東へ約 2.0 km のところになります。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が 6 番から 9 番の地図になります。新和 B & G 海洋センターから北へ約 0.8 km、1.5 km のところになります。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が 10 番の地図になります。新和病院から北へ約 2.5 km のところになります。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が 11 番から 14 番の地図になります。天草市五和支所から南西へ約 1.2 km、1.5 km のところになります。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が 15 番か

ら 19 番になります。天草市五和支所から南西へ約 1.6 km、2.0 kmのところになります。次が航空写真です。次が現地の写真になります。以上です。

○事務局（佐々木暁史君） 18 番と 19 番についてですが、現地を確認したところ畑の状態でした。

○議長（鶴田雄士君） 私も現況地目でいいと思いますが、山本委員はいかかでしょうか。

○3 番（山本隆久君） 現況地目で差し支えないと思います。

○議長（鶴田雄士君） 他に質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それでは、1 番から 17 番までを山林、18 番と 19 番を畑として認定することでご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので、議案のとおり認定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第 7、報告事項について事務局より報告をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 資料②の 27 ページをお開きください。農地利用・形状変更届はありませんでした。第 4 条関係許可不要転用届はありませんでした。第 5 条関係許可不要転用届は 1 件、熊本県が保安施設事業を行うというものでした。以上です。

これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。

これをもちまして、平成 30 年天草市農業委員会第 12 回総会を閉会致します。

午後 4 時 05 分

閉 会

天草市農業委員会総会会議規則第 17 条第 2 項の規定により署名する。

会 長 鶴田雄士

署名委員 嶋田浩二

署名委員 中川徹

